

市の財政は健全です

地方公共団体は、財政情報を開示するため、毎年度の決算数値を基に「財政の健全化判断比率」および「公営企業における資金不足比率」を算定しています。結果は、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表しています。

本市の平成23年度数値は、いずれも国の基準を下回り、財政状況は「健全段階」にあります。また、公債費などの比率である実質公債費比率および将来負担比率は、毎年低下しており、国が定める警告ラインから遠ざかる方向で推移しています。

◎ 財政課 ☎ 36・7123



こども館のにぎわう様子

実質公債費比率 ※4	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算定式 = $\frac{\text{実質公債費}}{\text{標準財政規模}}$	14.9%	14.7%	13.5%	11.8%	10.6%
国が定める早期健全化基準	25.0%				
国が定める財政再生基準	35.0%				
(参考)市区町村全国平均	12.3%	11.8%	11.2%	10.5%	9.9%

将来負担比率 ※5	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算定式 = $\frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}}$	125.1%	119.9%	100.2%	87.0%	68.6%
国が定める早期健全化基準	350.0%				
(参考)市区町村全国平均	110.4%	100.9%	92.8%	79.7%	69.2%

※ 将来負担比率には、財政再生基準はありません。



新島田図書館開館セレモニー

③ 実質公債費比率 (3カ年平均)

市の比率は、国が定めた早期健全化などの基準と比べて大きく下回っています。

※4 実質公債費比率 = 借金の返済などのために使った額(実質公債費)が、標準的な収入の規模に対して、どれくらいの割合かを示す指標(いわば、年収に対する毎年のローン返済額の比率)。この比率が高くなると、借金の返済以外に使うことのできるお金が少なくなり、住民サービスの低下をまねくおそれがある。

④ 将来負担比率

市の比率は、国が定めた早期健全化基準と比べて大きく下回っています。

※5 将来負担比率 = 年度末時点で、借金などの将来支払わなければならない額から貯金などを差し引いた額(将来負担額)が、標準的な収入の規模に対して、どの程度大きいのかを示す指標(いわば、年収に対するローン残高の比率)。この比率が高くなるほど、将来世代の財政を圧迫する可能性が高くなる。

実質公債費比率と将来負担比率の主な改善要因

③ 実質公債費比率と④ 将来負担比率の数値の改善要因は、平成19年度から21年度まで実施した高利率長期借入金の繰上償還の実施による地方債残高の減(分子の減)と、普通交付税などの増(分母の増)などです。

◎ 公営企業会計の資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における料金収入(事業規模)に対する資金不足額(赤字額)の比率を表したもので、一般会計などの実質赤字に相当します。本市では、簡易水道事業

・公共下水道事業・水道事業および病院事業の全ての公営企業会計において、資金不足は発生していません。

資金不足比率	会計名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	経営健全化基準
算定式 = $\frac{\text{資金不足額} ※6}{\text{事業の規模} ※7}$	簡易水道事業特別会計	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	20.0%
	公共下水道事業特別会計	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	
	水道事業会計	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	
	病院事業会計	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	

※6 資金不足額 = 年度末の流動負債から年度末の流動資産を差し引いた金額。

※7 事業の規模 = 営業収益の額。ただし、受託工事収益がある場合は除く。

◎ 健全化判断比率

財政が健全であるかを判断する健全化判断比率には、① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率があります。それぞれの指標には、財政の危険度を示す数値の基準(早期健全化基準・財政再生基準)が定められています。

1つでもこの基準以上になった場合には、財政の建て直しに取り組むことになっています。本市の比率は、いずれも国の基準を下回り、健全な状態にあります。

① 実質赤字比率

市の普通会計は歳入総額が歳出総額を上回り、黒字であったため、実質赤字額は生じていません。

※1 実質赤字額 = 普通会計の歳入総額から歳出総額を引いた額が、赤字となった際の額。
 ※2 標準財政規模 = 市税や国から交付される普通交付税などの標準的な収入から算出した、1年間の財政規模。

実質赤字比率	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算定式 = $\frac{\text{実質赤字額} ※1}{\text{標準財政規模} ※2}$	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし
国が定める早期健全化基準	12.46%	12.44%	12.40%	12.33%	12.32%
国が定める財政再生基準	20.00%				

② 連結実質赤字比率

市では、全ての会計で歳入総額が歳出総額を上回っているため、実質赤字額(資金不足額)はなく、連結実質赤字額は生じていません。

※3 連結実質赤字額 = 普通会計と病院事業会計などの特別会計の黒字額と赤字額(病院・水道事業会計では資金不足額)の合計額。

連結実質赤字比率	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算定式 = $\frac{\text{連結実質赤字額} ※3}{\text{標準財政規模}}$	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし	-%なし
国が定める早期健全化基準	17.46%	17.44%	17.40%	17.33%	17.32%
国が定める財政再生基準	40.00%	40.00%	40.00%	35.00%	30.00%